

令和5年度 船橋市立二和小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(定義)

船橋市立二和小学校（以下本校。）「学校いじめ防止基本方針」において「いじめ」とは、児童に対して、本校に在籍している等の当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

児童は、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように努めるものとする。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として道徳及び人権教育を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう教育相談日を設定する。
- ・学級担任による教育相談は随時実施し、家庭訪問も適宜取り入れ、迅速且つ適切な対応を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、担任による情報機器の使い方（ネチケット）を指導すると共に、必要な啓発活動を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会（生徒指導特別支援部会）」を設置する。
- < 構成員 > 校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，特別支援コーディネーター，養護教諭，音楽専科，各学年担当（学年主任を含む），スクールカウンセラー。
※教頭，教務主任，スクールカウンセラーは緊急開催のみとする。
- < 活 動 > いじめの防止，いじめの早期発見，いじめの対処等に取り組み，学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって，中心となる役割を担う。
- < 開 催 > 月1回を定例とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、傍観者についても事実の確認をし、必要に応じて指導を行う。
- ・ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・ 福祉、医療に関わる問題が生じた時には、随時、児童相談所等関連機関と連携を図る。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥ 福祉、医療に関わる問題が生じた時には、随時、児童相談所等関連機関と連携を図る。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する対応を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの防止や早期発見に係る取組に関すること。
- ② いじめの再発防止に係る取組に関すること。

3 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止に係る取組
4	着任式・始業式，入学式，委員会活動開始（5，6年），避難訓練，1年生を迎える会，懇談会，学区訪問	生徒指導特別支援部会
5	運動発表会	生徒指導特別支援部会
6	クラブ活動開始（4～6年），引き渡し訓練，学習参観	生徒指導特別支援部会 いじめに係るアンケート調査
7	個人面談（希望制），修学旅行（6年）	生徒指導特別支援部会 いじめゼロキャンペーン
8	夏季休業	
9	避難訓練，校外学習（1～4年），宿泊学習（5年）	生徒指導特別支援部会
10	個人面談，前期終業式，土曜参観，二和フェスティバル	生徒指導特別支援部会
11	音楽鑑賞教室，就学児健診	生徒指導特別支援部会 いじめに係るアンケート調査
12	音楽発表会，冬季休業	生徒指導特別支援部会
1	席書会，校外学習（5，6年）	生徒指導特別支援部会 学校評価
2	学習参観，懇談会，6年生を送る会	生徒指導特別支援部会 いじめに係るアンケート調査
3	卒業式，修了式，離任式	生徒指導特別支援部会